

受付番号： 315000105129650453

提出日時： 2025 年 5 月 27 日 17 時 52 分

案件番号： 315000105

案 件 名:「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令案概要」等に係る意見募集について

所管省庁・部局名等： 出入国在留管理庁参事官室

【提出意見】

私共、一般社団法人 全国技能実習監理団体連絡会(略称 AST)は、新たな外国人就労人材受入の制度となる育成就労制度が、本邦事業者にとっても、本邦で就労を希望する外国人材にとっても、より有益なものとなることを望み、監理団体として技能実習の事業を行ってきた経験を基に、以下意見を提出します。

省令案概要(主務省令の整備省令)で示された、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(以下「育成就労法」)における各「基準」については、前職要件の廃止や転籍要件にかかる規定等新たな法制度の要件を加えつつも、基本構造的には技能実習を踏襲しているものと解しますが、総じて前制度に比して厳格化されたと認識します。

基準の厳格化については、技能実習で発生した諸問題に対する批判があり、制度の適正化が不可避であった状況に鑑みて、新制度においては当然必要であると考えます。

ただ、本制度を本邦の少子化による労働人口減少、とりわけ中小企業等事業者、特に地方部における人材不足に対する施策の一つとして位置づけるならば、これが広く活用されることでその目的が達せられなければ、制度の意味が失われることになりかねず、現場運用の観点からは、本省令案に対し、基準の厳格化により、優良な受入れ事業者までもが外国人材の受入に対し消極的になることと、外国人材も日本の高い基準を避けて他国を選ぶようになっていくことに対する懸念があります。

外国人材の人権の観点重視することは当然で重要なことですが、社会維持と産業発展の見地から「雇用する側」「雇用される側」の双方の目的が達せられ、相互発展による社会環境の向上がはかれるように配慮がなされることも、基準の設定において考慮が必要と考えます。

例えば、育成就労計画の認定要件として、分野別協議会への加入が加わったことは、受入れ事業者としては、旧制度にはなかった負担が課せられた、と感じているものです。

事業者は、新制度で加入を義務付けられ、分野別協議会からは会費を徴収されますが、現場に対する支援としてはアドバイスや情報の提供にとどまっており、現場の事業者や外国人材から、実効的な支援が為されているという声はほとんど聞きません。

制度上必要であるからという認識で事業者はその負担を甘受していますが、中小事業者の負担感は決して小さいものではなく、真摯で経営意識の高い事業者ほどそれを強く感じています。

また、日本語レベルが入国前要件とされ、「認定日本語教育機関での100時間の授業」を受けることと定められたことも、事業者にとって必ずしも容易な負担ではないと受け止められています。

日本語要件については、上記授業の受講に代えて「JLPT N5等合格」も可とされていますが、初学者がこれに合格するためには早くて半年の学習期間を要しますので、この期間にかかる費用の負担も受入れ事業者に求められることになります。

外国人材から送出し機関が徴収可能な費用については「月額報酬の2倍以内」までとされ、それを超過する費用は事業者における負担となると見込まれ、特に中小事業者は外国人材の採用にかかる費用的負担と人材不足による業績停滞が相まって、経営を断念するような事態になりかねないことを危惧します。

日本語要件は、優良な外国人材に日本を選んでもらうために必要ではありますが、相対的に阻害要因になってしまうことは望ましいことではなく、将来に希望が持てる国であると思ってもらうため、十分な支援体制を事業者に整えてもらうには、現在の経済状況で特に中小事業者にとっては単独でそれを為すには困難です。

さらに、日本語要件が上がることについては、母国以外で就労を希望する外国人材の現状を鑑みたときに、彼らがその要件を高すぎると感じて、日本以外の国を選んでしま

うことにも強い懸念を抱きます。現制度においても既にその傾向が顕れています。

上記のとおり、日本語初学者が本制度の基準に達するまでの習得期間は順調に進んで半年かかりますが、外国人材にとってはこの間母国での仕事を辞めて、あるいは仕事をしながら学習することになるので、教育費用の支援を受けたとしても生活費等の負担は不可避で、その結果、日本に魅力を感じながらも語学要件の無い(または低い)台湾等他国を就労先に選ぶことになり、今後さらにその傾向が強まる可能性もあります。

外国人材活用環境の適正化を実現するために、制度の基準を上げることは必要ですが、現実的に制度を必要とする者に活用してもらうためには、その基準をクリアするための体制の整備や事業の運営を支援する具体的な仕組みが必要と考えます。

今後、人材教育や生活支援にかかる受入れ側の費用負担はさらに増大すると見込まれ、その負担のために外国人材採用を見送り、結果人材不足で事業を断念することになれば、まさに本末転倒です。

本制度を将来に向けて発展させるためには、厳格な基準を公正に実行すると同時に、その基準を遂行する意思の有る事業者に直接的な支援を行い、成功例を蓄積していくことが本制度改正の本旨に叶うものと思料します。

そのため、受入れ事業所の存する自治体等から、本事業を適正に行う事業者に対し、受入環境整備、母国における教育の時点からの環境の充実のための補助金制度を創設し、この適正運用を監理支援機関に監視させる義務を併せ持たせることを提案します。

また、かかる補助金が制度の本旨に沿った形で適正に運用され、有効に機能するためには、許可省庁並びに各分野の所管省庁が、実情を把握して適切な判断基準を持つことが必須であり、分野別協議会がそこで重要な役割を担うと認識するので、分野別協議会が広く現場の意見を得て的確な施策を講じるために、構成員の選定基準を公にするとともに参画の機会を均等として、地域や事業者に著しい不利益が生じないようにはからっていただくことを併せて提案いたします。

【了】